

「長崎と天草地方の潜伏キリシタン関連遺産」について

【構成資産】

原城跡、平戸の聖地と集落（春日集落と安満岳）、平戸の聖地と集落（中江ノ島）、外海の出津集落、
外海の大野集落、黒島の集落、野崎島の集落跡、頭ヶ島の集落、久賀島の集落、奈留島の江上集落（江上
天主堂とその周辺）、大浦天主堂（以上長崎県）、天草の崎津集落（熊本県）

【概要】

本資産は、16世紀にキリスト教が大航海時代を背景に極東の国日本へ伝来し、その後の江戸幕府による禁教政策の中で「潜伏キリシタン」が密かにキリスト教への信仰を継続し、長崎と天草地方の各地において厳しい生活条件の下に、既存の社会・宗教と共生しつつ、独特的な文化的伝統を育んだことを物語る貴重な証拠である。

潜伏キリシタンの文化的伝統が形成される契機となる出来事が考古学的に明らかにされている原城跡、潜伏キリシタンが密かに信仰を維持するために様々な形態で他の宗教と共生を行った集落（平戸の聖地と集落・天草の崎津集落・外海の出津集落・外海の大野集落）、信仰組織を維持するために移住を行った離島部の集落（黒島の集落・野崎島の集落跡・頭ヶ島の集落・久賀島の集落・奈留島の江上集落（江上天主堂とその周辺））、潜伏キリシタンの伝統が終焉を迎える契機となった出来事が起こり、各地の潜伏キリシタン集落と関わった大浦天主堂から構成される。

【暫定一覧表記載年】平成19（2007）年



原城跡



天草の崎津集落



大浦天主堂



これまでの経緯と今後のプロセス

平成28年	7月25日	文化審議会において、平成28年度推薦候補に選定
	9月26日	ユネスコ世界遺産センターへ推薦書暫定版を提出
	12月22日	文化審議会において、推薦書正式版の提出を決定
平成29年	1月19日	世界遺産条約関係省庁連絡会議(外務省主宰)
	1月20日	推薦書正式版の提出について閣議了解
	2月1日まで	ユネスコ世界遺産センターへ推薦書正式版を提出
	9月頃	イコモス(※)による現地調査
平成30年	5月頃	イコモス勧告
	夏	ユネスコ世界遺産委員会で決議

イコモスの勧告と世界遺産委員会決議について

○文化遺産に係るユネスコ世界遺産登録の可否については、イコモスが以下の4つの区分で勧告。

○最終的にはユネスコ世界遺産委員会において決定。

- ①記載：世界遺産一覧表に記載する。
- ②情報照会：追加情報の提出を求めた上で次回以降の審議に回す。3年以内に追加情報の提出を行った後、現地調査手続きを除くイコモスの審査を受ける。
- ③記載延期：より綿密な調査や推薦書の本質的な改定が必要。推薦書を再提出した後、新規案件と同様の手続きを受ける。
- ④不記載：記載にふさわしくないもの、例外的な場合を除き再推薦は不可。

(※) 国際記念物遺跡会議 (International Council on Monuments and Sites (イコモス))

：ユネスコ世界遺産委員会の諮問機関。文化財の保存、修復、再生などを行う国際非政府間組織(NGO)。
本拠地はパリ。1964年設立。